NAGASHIMA 長島・大野・常松法律事務所

International Trade Legal Update

国際通商・経済安全保障ニュースレター

2026 年 2 月

国際通商・経済安全保障ニュースレター　No. 39

米国最新法律情報　No. 161

NO&T Client Alert　2026 年 2 月 26 日号

IEEPA 関税を違法とする連邦最高裁判決とその影響・対応

弁護士・ニューヨーク州弁護士　塚本　宏達

弁護士　近藤　亮作

ニューヨーク州弁護士　木原　慧人アンドリュー

1. はじめに

米国連邦最高裁は、2026 年 2 月 20 日、国際緊急経済権限法（「**IEEPA**」）が、大統領に対して関税を課す権限を付与していないとの判決を下しました（「**本判決**」）[1]。本判決により、第 2 次トランプ政権が 2025 年 2 月以降 IEEPA を根拠に発動してきた追加関税は違法であったことが確定しました。また、本判決以降、大統領は IEEPA を根拠にした追加関税を課すことができないこととなりました。

本ニュースレターでは、本判決の内容とともに、納付済み関税の返還請求をめぐる状況、米国子会社を有する日本企業にとっての要検討事項等について、現時点での情報に基づき、それらを理解するために有用なポイントを整理して紹介いたします。

2. 本判決の内容

(1) 併合審理された 2 つの事件の関係

本判決は、連邦最高裁において併合審理されていた Learning Resources 事件と V.O.S. Selections 事件の両事件に関する判断です。

- 本件のタイトルにもなっている前者の Learning Resources 事件は、原告が、D.C.連邦地裁に提訴した事件です。D.C.連邦地裁は、自らに事件の管轄権があると判断し、その上で、違法薬物の流入阻止及び貿易赤字への対処を理由として IEEPA に基づき課された関税（「**IEEPA 関税**」）を違法だと判断しました。しかしこの判断は上訴され、本判決は、この事件を審理する管轄はニューヨークにある国際貿易裁判所（「**CIT**」）に専属すると判断し、D.C.連邦地裁の管轄を否定。本判決は、D.C.連邦地裁は事件を管轄なしとして訴えを却下すべきだったとして、判断を破棄し、事件を差し戻しました。
- 本判決の判断のうち IEEPA は大統領に対して関税を課す権限を付与していないとした核心部分は、後者の V.O.S. Selections 事件の連邦巡回区控訴裁判所（「**CAFC**」）の判決を支持した部分です。CAFC

[1] https://www.supremecourt.gov/opinions/25pdf/24-1287_4gcj.pdf

© 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

は、裁判官全員の合議体により審理を行い、IEEPA が「輸入(importation)を･･･規制(regulate)する」権限を大統領に付与しているとしても、争点とされた関税は「範囲、金額、期間において無制限である」ため、これを授権するものではないとした CIT の判断を支持していました。連邦最高裁による本判決は、CAFC のこの判決を支持すると結論したものです。

(2) 判決文の構成と多数意見（法廷意見）

本判決は全部で 170 ページにも及ぶ文書ですが、公式要旨にあたる部分が冒頭の 6 ページ分、続いて主たる判断部分に該当する部分が 21 ページ分であり、残りの膨大な部分は各判事が任意で記載した（補足）意見及び反対意見の部分となります。

本判決は、最高裁判事 6 対 3 により、法廷意見が形成されました。主たる判断部分は、順序立てていくつかのパートに分かれていますが、その中にも、多数派の 6 名の判事が賛同し、つまり法廷意見となったパートと、6 名（過半数）の賛同が得られず法廷意見の中身とはならなかったパートとがあるため、若干の注意が必要です（下の表を参照）。

本判決の主たる判断部分の構成と賛同判事（**太字**が法廷意見部分）

パート	内容	賛同している判事
Part I	事実・手続	Roberts (長官)、Sotomayor、Kagan、Gorsuch、Barrett、Jackson
Part II–A–1	憲法構造（課税権は議会専属）	同上
Part II–A–2	重要問題の法理の適用	Roberts (長官)、Gorsuch、Barrett
Part II–B	文理解釈（“regulate”は課税を含まない）	Roberts (長官)、Sotomayor、Kagan、Gorsuch、Barrett、Jackson
Part III	上記全体を踏まえた総括（IEEPA は、大統領に対して関税を課す権限を付与していない）	Roberts (長官)、Gorsuch、Barrett
結論（判断）	CAFC の判決を支持	Roberts (長官)、Sotomayor、Kagan、Gorsuch、Barrett、Jackson

全体の理由やロジックを総括し、結論を導いている Part III が 3 名の判事の賛同しか得られていないのは、このパートには同じ 3 名の判事しか賛同していない Part II-A-2 の議論、すなわち、重要問題の法理（Major Questions Doctrine）が本件に適用されるという部分の要素も含んだ総括になっているからだと考えられます。

なお、重要問題の法理とは、三権分立の原則などの観点から、重大な影響力がある権限については、曖昧な文言による議会から行政府に対する権限の委任を読み取ってはならず、明確な議会からの授権が必要であると考える理論を指します。多数派のうちこの重要問題の法理の本件への適用に賛同しなかった 3 名の判事は、IEEPA の法律文言の文理解釈だけで結論を導くには十分であり、重要問題の法理を持ち出す必要はないとの立場をとりました。

(3) 法廷意見の理由付け

本判決の主たる理由付けを示している Part II のうち、法廷意見を構成している部分のポイントをまとめると、以下のとおりです。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

Part II-A-1： 憲法構造（課税権は議会専属）

- 合衆国憲法第 1 条第 8 節は、課税権は議会にあると規定。そして、関税を課す権限は、明らかに、課税権の一部をなす。
- 米国政府側もこれを認め、大統領に固有の関税付与権がないことを認めたうえで、IEEPA が「輸入(importation)を･･･規制(regulate)する」権限を大統領に付与していることにのみ依拠している。

Part II-B： 文理解釈（“regulate”は課税を含まない）

- IEEPA は“investigate, block, **regulate**, direct and compel, nullify, void, prevent, prohibit”を“**importation** or exportation”の語の前に列挙しているが、“tariff”や“duty”の語は存在しない。
- 通常の法令用法上の意味として、“regulate”は課税を意味しない。
- 連邦法典上、課税権を認める場合は、別途明示的に“tax”等の用語を規定している。
- “regulate”に課税を含めると、合衆国憲法に定められている輸出税禁止条項との緊張を生む。
- したがって、IEEPA は、関税を課す権限を付与していない。

トランプ大統領は、違法薬物の流入阻止や貿易赤字への対処といった異なる理由付けにより複数の IEEPA 関税を課してきましたが、連邦最高裁は、上記のように、それら個々の課税措置の理由付けの当否を検討するまでもなく、カテゴリカルに IEEPA に基づく関税自体が法の授権を欠く違法なものだと判断した点に特徴があるといえます。

3. 本判決の影響と考えられる対応

(1) トランプ大統領や米国政府側の反応

本判決により、冒頭記載のとおり、第 2 次トランプ政権が IEEPA を根拠に課してきた関税は違法であったことが確定し、また、本判決以降、大統領は IEEPA を根拠にした関税を課すことができないこととなりました。

これを受けて、ホワイトハウスは、2026 年 2 月 20 日、トランプ大統領による大統領令[2]を公表し、その中で、「･･･IEEPA に基づき課された各追加従価税は、もはや効力を有しないというべきであり、運用可能な限り速やかに徴収を停止するものとする。」と述べ、少なくとも将来に向かって IEEPA 関税が無効であり、IEEPA 関税の徴収を止めることを明らかにしました。

その後、税関国境取締局（「**CBP**」）の 2 月 22 日付けガイダンス[3]の記載のとおり、「2026 年 2 月 24 日東部時間午前 0 時以降に消費目的で輸入される物品又は消費目的で倉庫から引き出される貨物」について、徴収が停止されました。

もっとも、トランプ大統領は、本判決が出された当日の記者会見において、本判決への不満とともに、本判決で連邦最高裁が徴収済みの IEEPA 関税の返還について触れていない点に言及し、「(返金には）法廷で 5 年間かかるだろう。」旨を応答の中で述べるなど、本判決を受けて米国政府が徴収済みの IEEPA 関税を直ちに自発的に返還するつもりがないことも示唆しました。現時点においては、CBP を含め、米国政府側から、徴収済み分の返還に関するガイダンスは出ていない状況であり、本件に即した行政的な返金のプロセスは未だ明確になっておらず、引き続き注視する必要があります。

[2] https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/02/ending-certain-tariff-actions/
[3] https://content.govdelivery.com/accounts/USDHSCBP/bulletins/40b11c9

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

(2) 清算(liquidation)と納付済み関税の返還請求手段

IEEPA 関税を含め関税は、個々の貨物が米国内に輸入される時点で関税額を計算して関税を仮納付することになっており、その後、CBP が清算（liquidation）という手続を行うことで関税額等が「最終化」されることになります。清算は、通常、CBP により通関後 314 日以内に行われますが、特別に延長されない限り、遅くとも通関から 1 年後には清算があったとみなされます。仮納付済みの IEEPA 関税の返還を求める方法としては、通常の関税の場合に即して考えると、大別して行政的な方法（CBP に対する手続）と、司法的な方法（CIT に対する返還訴訟提起）があり得ますので、以下それぞれの方法について簡潔にご紹介します。

(i) 行政的な手続について

清算前のエントリと清算後のエントリでは、通常の取扱いでは、仮納付された関税額に誤りがあった場合の是正・返還のための手続が異なります（ただし、甚大な影響がある今回の判決に関連する手続については、何らかの特則が今後米国行政府より出される可能性がある点に留意が必要です。）。

まず、清算前のエントリについては、輸入者（Importer of Record）が、自主的に内容を修正できる電子的手続である Post Summary Correction（「**PSC**」）[4]を利用できる可能性があります。これを CBP が受理すれば、CBP は PSC の内容を反映した形で清算を行うことになります。これが可能であれば、比較的簡便な手続で返還の請求手続を終えられる可能性があります。

つぎに、清算後のエントリについては、清算によりエントリが「最終化」されてしまうため、上記の PSC の手続を用いることはできません。その代わりに、通常であれば、清算後 180 日以内に、CBP に対して異議申立（protest）を行うことができるとされています。ただし、IEEPA 関税が根拠法を欠きそもそも違法で無効だったとされた本件のような場合にも、CBP の判断裁量の幅が狭いとされているこの異議申立手続を輸入者が利用できるかについては、IEEPA 関税のケースが異例であるため、不確実性がある状況です。

(ii) 司法的な手続について

司法的な救済手続のルートには、行政的手続に比べて一般的に費用と時間が多くかかる点がデメリットです。しかし、一旦エントリが清算し「最終化」した時の返還プロセスの不確実性を回避するため、エントリが清算する前に仮納付済みの IEEPA 関税の返還を求めて裁判所（CIT）に提訴をする関係企業も見られます[5]。こうした事件について、CIT に管轄権がないことを理由とした訴え却下はこれまでになされていない模様であり、現状、CIT に返還を求めて提訴することは一つのオプションであると考えられています。

また、清算後のエントリについても、（この点についての連邦最高裁判断は未だないとみられるものの）少なくとも最新の CIT の判断（昨年 12 月 15 日に出された判断）やその近年の実務によれば、根拠なく徴収された関税を CIT 自らが「再清算」（reliquidation）して返還を命ずることは裁判所の管轄上は可能だとされており、清算後も CIT に返還を求めて提訴することは不可能ではないとの一応の見立てとなっています。

(3) IEEPA 関税を納付した企業としての対応

上記のように、輸入申告のエントリが一旦清算してしまうと、現状では返還を求めるための手続の不確実性が増すため、まずは自社（あるいは、自社の米国子会社）の納付済み IEEPA 関税のステータス（貨物の各輸入申告エントリごとに、納付日、金額、清算（見込み）日）を一覧化して整理しておくことが大変重要であるといえます。これにより、自社リスクのエクスポージャーを金額インパクトとタイミングベースで把握

[4] PSC は、ACE（Automated Commercial Environment）上での事後的な自主是正（voluntary correction）制度と位置づけられているものです。

[5] 提訴件数の増加に伴い、昨年 12 月 23 日以来、IEEPA 関税を管轄する CIT は、これら IEEPA 関税訴訟の新件の審理を一旦全件停止している状態です。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

することが可能になります。

その上で、清算前のエントリであれば、行政上の比較的簡便な修正手続が利用できる可能性が残っているため、当面の間、CBP から関連するガイダンスが出るかどうか等について注視していくことも、合理的だといえるでしょう。

清算が差し迫っているエントリがある場合には、清算前に司法的なアクション（すなわち、返還請求訴訟の CIT への提訴）をすべきかどうかの検討が必要となります。この場合、上記のような返還請求方法それ自体の不確実性の要素だけでなく、当該エントリの金額規模、訴訟コスト、訴訟にかかる時間、その他様々な関係する個社やグループ企業全体の利害状況をも総合的に考慮し、専門家の見解も踏まえたうえで、ケースバイケースで最善の選択を検討する必要が生じることになります。

4. さいごに

本判決により、いわゆる IEEPA 関税は違法であったことが確定しましたが、トランプ政権は、本判決言渡日である 2 月 20 日中に、1974 年通商法 122 条に基づく関税を導入することを発表しました[6]。

今後も、米国の輸入関税については様々な動きがありうるところですので、最新のアップデート情報を収集しつつ、各社の個別事情を踏まえた検討により、適時の対応が必要といえます。

2026 年 2 月 26 日

---

[6] https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/02/imposing-a-temporary-import-surcharge-to-address-fundamental-international-payments-problems/。また、https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2026/02/fact-sheet-president-donald-j-trump-imposes-a-temporary-import-duty-to-address-fundamental-international-payment-problems/も参照。本ニュースレターの脱稿の時点（2026 年 2 月 25 日時点）で、その税率は 10%とされていますが、トランプ大統領は、これを 15%に今後引き上げる可能性を示唆しています。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

[執筆者]

塚本 宏達（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー）
hironobu.tsukamoto@nagashima.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP（シリコンバレー）勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。

近藤 亮作（弁護士 カウンセル）
ryosaku.kondo@nagashima.com

前在ジュネーブ国際機関日本政府代表部勤務（国際通商紛争処理担当）、元外務省経済局国際貿易課国際経済紛争処理室勤務。国内外の依頼者に対して、国際通商法（各国通商関連措置、アンチダンピング等の貿易救済事案、サプライチェーンほか）、紛争処理、コンプライアンス、コーポレート、危機管理業務などを取り扱う。最近の主な著作に、「WTO アンチダンピング等最新判例解説（115）〔米国〕1974 年通商法 301 条に基づく対中追加関税措置の 4 年後の法定レビュー」（国際商事法務（国際商事法研究所）2025 年 1 月号）、「法務担当者のためのポリティカルリスクマネジメント」（NBL（商事法務）2022 年 9 月 15 日号（共著））、「経済安全保障推進法の実務対応をさぐる契約実務、企業コンプライアンスへの影響と対応」（ビジネス法務（中央経済社）2022 年 9 月号（共著））など。

木原 慧人アンドリュー（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP ニューヨーク州弁護士）
andrew-keito.kihara@nagashima.com

2022 年 William & Mary Law School 修了。国際法を専攻し、J.D.（Juris Doctor）を取得。卒業後、長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィスに入所し、主に国際案件（国際取引、セキュリティー規制、訴訟等）に携わっている。ロースクール入学前はコーネル大学にて応用経済学士号を取得。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

ニュースレターの配信登録を希望される場合には、<https://www.nagashima.com/newsletters/>より「Legal Lounge」に会員登録ください。
ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter@nagashima.com>までご連絡ください。

Ⓒ 2026 Nagashima Ohno & Tsunematsu